

若年者に対する新たな処分 （検討課題等）

若年者に対する新たな処分（検討課題等）

考えられる制度の概要

- 1 少年法における「少年」の上限年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合、比較的軽微な罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にするという目的で「若年者に対する新たな処分」を設ける。
- 2 「若年者に対する新たな処分」に必要な手続を整備する。

【検討課題】

- 1 若年者に対する新たな処分（以下「本処分」という。）
 - (1) 正当化根拠及び法的性質
 - 正当化根拠及び法的性質
 - ・ 対象者が罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度で処分が正当化されるとすることは適当か。
 - ・ 対象者の改善更生を目的として要保護性に応じて処分を行うこととするのは適当か。
 - 保護原理（パターンナリズム）との関係
 - ・ 本処分を保護原理（パターンナリズム）によって正当化することの可否
 - (2) 対象者
 - 対象者の範囲
 - ・ 比較的軽微な罪を犯した18歳及び19歳の者をまずは念頭に置くことが適当か。
 - ・ 自由刑の全部執行猶予となるような者等、比較的重い罪を犯した者を対象者とすることの要否・当否
 - (3) 処分の内容
 - 施設収容処分
 - ・ 施設収容処分の必要性・相当性
 - ・ 施設収容処分の内容（収容施設、収容期間及び処遇内容等）
 - 保護観察処分
 - ・ 保護観察処分の必要性・相当性
 - ・ 処分の内容（保護観察の期間及び処遇内容等）
 - 対象者が遵守事項に違反したときに採り得る措置の要否・内容・当否
 - (4) その他
 - 少年鑑別所の活用

2 本処分の手続

- 判断主体及び判断事項
- 手続の公開・非公開を含む審判の方式
- 家庭裁判所調査官の調査機能の活用等，要保護性の調査の在り方
- 調査又は審判への呼出しに応じない者に対する措置の在り方
- 検察官又は弁護士等の関与
- 処分の取消し
- 不服申立て
- その他